

# 合 併 協 定 書

広 島 市

海 田 町

## 1 合併の区域及び合併の方式

安芸郡海田町(以下「海田町」という。)を廃し、その区域を広島市に編入するものとする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成16年4月1日(以下「合併の日」という。)とする。

## 3 行政区

海田町の区域は、安芸区に属するものとする。

## 4 町の区域及び名称の取扱い

(1) 町の区域については、海田町の町の区域をもって合併後の町の区域とするものとし、また、海田市及び東海田の区域をもって新たに町の区域を設けるものとする。

(2) 町の名称については、海田町の町の名称のすべてに「海田」の冠称を付すものとし、また、海田市及び東海田を区域とする町の名称は、

かいたちょう  
海田町とするものとする。

## 5 慣行の取扱い

町章、町のシンボルマーク、町の花、町の木、町民憲章及び町の宣言は、広島市の制度に統一するものとする。

## 6 財産及び公の施設の取扱い

- (1) 海田町の財産は、すべて広島市に引き継ぐものとする。
- (2) 海田町の公の施設は、海田町における使用形態等を考慮して用途を定め、広島市に引き継ぐものとする。

## **7 議会の議員の定数及び任期の取扱い**

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定に基づき、広島市議会の議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される広島市議会の議員の任期に相当する期間、広島市議会の議員の定数を増加し、旧海田町の区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行うものとする。

## **8 合併後における旧海田町議会議員の取扱い**

合併後における旧海田町議会議員の取扱いについては、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。

## **9 農業委員会の定数及び任期の取扱い**

- (1) 海田町農業委員会は、広島市農業委員会に統合するものとする。
- (2) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定に基づき、海田町農業委員会の選挙による委員で広島市農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を1人とし、広島市農業委員会の委員の残任期間、広島市農業委員会の委員として引き続き在任するものとする。

## 10 合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い

合併後における旧海田町の常勤の特別職の職員及び教育長の取扱いについては、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。

## 11 一般職の職員の取扱い

- (1) 海田町の定数内の職員は、すべて広島市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、広島市の職員との均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。
- (3) 合併に伴い退職する旧海田町の職員の退職手当については、優遇措置を講ずるものとする。
- (4) 前3号の取扱いについての細目は、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。

## 12 行政機関の取扱い

- (1) 海田町の区域内に、安芸区役所の連絡所を置くものとする。
- (2) 海田町に置かれている附属機関については、特別の措置を講じないこととする。ただし、合併後、広島市における附属機関の組織を構成するに当たっては、旧海田町の実情を考慮し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

## 13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 海田町が加入している一部事務組合のうち、広島県市町村職員退職手当組合、広島県市町村公務災害補償組合及び安芸郡町村税等滞納整

理組合については、合併の日をもって脱退し、安芸地区衛生施設管理組合、海田地区消防組合及び広島県海田高等学校財産組合については、広島市が当該組合の規約について必要な変更を行うよう所定の手続をとるものとする。

(2) 海田町土地開発公社は、合併の日までに解散し、その保有する土地は、海田町が取得するものとする。

(3) 社会福祉法人海田町社会福祉協議会は社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会に、社団法人海田町シルバー人材センターは社団法人広島市シルバー人材センターに、それぞれ統合するよう、実情を考慮しながら調整するものとする。

#### 14 消防団の取扱い

(1) 海田町の消防団は、広島市安芸消防団に統合してその分団とし、分団の組織等については、市域内の他の分団との均衡を失しないよう措置するものとする。

(2) 海田町の消防団員は、広島市の消防団員として引き継ぐものとする。

#### 15 税の取扱い

税は、広島市の制度に統一するものとする。ただし、次の各号に掲げる市税については、それぞれ当該各号に定める取扱いとする。

(1) 市民税 個人に係る均等割の税率については平成17年度分から統一し、法人税割の税率については合併の日以後に終了する事業年度分から統一するものとする。

(2) 事業所税 平成16年10月1日以後に終了する事業年度分（個人

に係るものについては、平成16年分)から課税するものとする。

- (3) 都市計画税 平成16年度は課税しないこととし、平成17年度の税率は100分の0.1とし、平成18年度の税率は100分の0.2とし、平成19年度から税率100分の0.3に統一するものとする。

## 16 使用料、手数料、負担金等の取扱い

使用料、手数料、負担金等は、原則として広島市の制度に統一するものとする。

## 17 補助金等の取扱い

補助金等は、原則として広島市の制度に統一するものとする。

## 18 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業は、広島市の制度に統一するものとする。ただし、次のとおり経過措置を設けるものとする。

- (1) 制度の統一により保険料が増加する世帯については、平成16年度から2年度間、減額の措置を講ずるものとする。
- (2) 海田町発行の個人ごとの被保険者証は、有効期限(平成16年9月30日)までそのまま使用し、それ以後は広島市の被保険者証を世帯ごとに発行するものとする。

## 19 介護保険事業の取扱い

介護保険事業は、広島市の制度に統一するものとする。

なお、第1号被保険者保険料については、合併後に改めて算定した保

険料率に統一するものとする。

## **20 保健・福祉事業の取扱い**

保健・福祉事業は、原則として広島市の制度に統一するものとする。

## **21 ごみ及びし尿処理事業の取扱い**

ごみ及びし尿処理事業は、広島市の制度に統一するものとする。ただし、大型ごみを除くごみの分別方法並びに収集の方法及び回数については、合併の日から平成19年3月31日までの間、現行のとおりとする。

## **22 水道事業の取扱い**

海田町が経営する水道事業は、広島市が引き継ぎ、広島市の制度に統一するものとする。ただし、水道料金（メーターの使用料を含む。）については、合併の日から平成18年3月31日までの間、現行のとおりとする。

## **23 下水道事業の取扱い**

下水道事業は、広島市の制度に統一するものとする。

## **24 市町村建設計画**

市町村の合併の特例に関する法律第5条に規定する市町村建設計画は、「広島市・海田町合併建設計画」に定めるところによるものとする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき設置された広島市・海田町合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成15年9月17日

広島市長

海田町長

立 会 人

広島市議会議長

海田町議会議長